

株式会社 TAIYO

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当社は、社員が能力を発揮できる、働きやすい職場環境を整えるため、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、「一般事業主行動計画」を策定し、日々全力で取り組みます。

1. 計画期間： 2023年4月1日～2026年3月31日までの3年間

2. 現状：

- ①女性社員が少なく（4.1%）、女性管理職も3名（3%）であり、女性活躍が急務である。
- ②働き方改革や有給休暇取得等について、規程改定など取り組むことが必要である。
- ③女性活躍の仕組みづくりを行い、女性もさらに活躍できる企業を目指している。

3. 内容：

■次世代育成支援対策推進法

目標1：働きやすい会社を実現するため、育児と両立しやすい制度の改定を行う

<対策>

- 2023年4月～ 現状分析を行い、取得状況及び意識確認を行う
- 2024年4月～ 時短勤務や時間有給消化の仕組みなどについて検討する
- 2025年4月～ 諸制度の策定・改定に向け、全グループで実施される Engagement Survey の結果分析を行う

■女性活躍推進法

目標2：女性の採用率を現状22%から25%とする。

<対策>

- 2023年4月～ 女性活躍推進プロジェクト(Peer W)による、女性活躍推進風土の醸成
- 2024年4月～ 多様な働き方に対するセミナーを実施し、女性が活躍できる環境に対する従業員の意識向上に繋げる
- 2025年4月～ 女性が働きやすい環境・制度の整備を行い、募集活動において告知をおこなう

目標3：ワークライフバランスをはかるため、月平均の残業45時間以上の社員数を現状2.5%から2.0%とする。

<対策>

- 2023年4月～ 管理職向けの労務管理研修を実施し、労務管理を徹底する。
- 2024年4月～ 部内で仕事が分担できる環境を作り、有給休暇の取得促進を行う（多能工化）
- 2025年4月～ 業務効率化・IT化を推進し、上司とメンバーとの定期面談を行うことで、信頼し合う職場環境・人間関係づくりに努めるとともに、効率的に働ける職場環境の整備を行う。